

# 町民の皆様方のご理解をお願いいたします

町議会議員等（これから候補者になろうとする人も含む）の寄付は禁止  
有権者が求めることも禁止

町議会議員等が選挙区内の人に、お金や物を贈ることとは、法律で禁止されており、違反すると法律で罰せられます。  
また、有権者が寄付を求めるとも禁止されています。

## 寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

 お歳暮やお年賀	 入学祝・卒業祝	 病気見舞い	 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典	 葬式の花輪・供花	 落成式・開店祝の花輪	 町内会の集会や旅行など催物への寸志や飲食物の差入
 お祭りへの寄付や差入	 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入	<b>贈らない！ 求めない！ 受け取らない！</b>	

### 一般質問

## 財政健全化と事業仕分けは行うのか？ 事業評価・検証後実施を検討



森川 忠 議員

**Q** 公約の財政健全化と事業仕分けについて  
**A** 一〇〇億を越える現在の一般会計予算の縮小をする。そのための事業評価・検証をし、町民参加の事業仕分け実施を検討する。平成21年度の決算状況は財政健全化比率では実質交際費比率12.6%将来負担比率65.5%と健全である。

**Q** 中学生の医療費無料化と町独自の奨学金制度について  
**A** 県の医療費助成制度の

拡充により新たな財源の捻出を要しなくとも実施できる。町独自の奨学金制度は貸付の対象、金額など制度設計について検討し既存の教育振興基金を活用する計画である。

**Q** 公共交通の検討結果については検討しているようだが経緯、結果の報告は  
**A** 本年度新たに公共交通庁内検討委員会を立ち上げ再開した。デマンド交通システム導入も含め、現行の循環バス利用者をカバーし、経費は低廉でより便利などを条件に複数の方法を検討する。

**Q** まちづくり座談会と「協働」の見識は。併せて「自治基本条例」について  
**A** 前町長時代から行っていたものを「まちづくりを語ろう会」とし事前に3つのテーマを挙げた。現在まで出席が一会場平均10名余りだが、今後多くの方の出席をお願いしたい。協働については一日清掃、栗山川ボランティア、広報誌の配布など自治会が役割を担っている。また省エネの取り組み、エコバック持参など

にも行政、住民、企業が一体となった協働が存在していると考え。条例制定については、行政主導においての自治基本条例制定は時期尚早ではないかと考えている。

**Q** 平成23年に開示が求められている「公会計」の整備について  
**A** 21年度決算を「基準モデル」によりコンサルティング会社の支援を受け、資産算定などの準備に入っている。22年度分は23年9月までに整備完了できるように臨んでいる。

**Q** 学校給食センターへの地産地消による食材供給について  
**A** 農業団体のJAなどの4団体に依頼し協力を得られるよう協議している。

**Q** 横芝地区公立保育園の給食について  
**A** 保育所の給食は自園給食が原則であるが、現在は学校給食センターから配食している。来年度からは施設改修・人件費に多額な経費を必要とするため、民間専門業者へ外部委託の予定である。

# 学校の美化・管理について

## 時間を十分に確保できない状況



越川 洋一 議員

**Q** 横芝中学校は敷地面積が旧校舎の2倍と広くなったためでしょうか、移転したばかりと言うこともあるのでしょうか。校庭と外周の清掃、美化について、住民から何度も苦情が指摘されてきました。昨年度から教育委員会にも連絡して来ましたが改善されませんでした。学校側に聞くと、一生懸命取り組んでいるようであります。もともと今の規模の校庭管理は職員と生徒まかせでは無理なのか。いずれにしても、教育行政に責任を持つ教育委員会の見解をまず尋ねます。

**A** 清掃活動の時間として15分間を設けるとともに各学期の終わりに大掃除の時間として50分間を設け美化活動に取り組んでおります。長期休業中の花壇等の草花の管理については、生徒日直や職員日直で対応しております。それだけで対応しきれない部分についてはPTA活動としての奉仕作業を実施し美化活動に取り組んでおります。授業時数確保のため美化活動のための時間を十分に確保できない状況ですが今後とも生徒と職員が中心となり、保護者や地域のかたがたのご協力をいただきながら美化活動に取り組んで参りたいと考えております。



横芝中学校

**Q** それから、正門前の4本のひらかしの木、枯れ補償が2年間ついている木はどこに植えてありますか。契約書でかし担保は2年間。国の補助事業ですが1年もたないうちにテニスコート脇のコンクリート化は問題ではないか。

**A** 水位が高く根ぐされをおこした。根付かないと判断し、3月にツリーサークルの部分舗装を実施した。枯れ補償については業者側のかしがあると認識していない。枯れた木、撤去したつじ、補助事業について改めて報告させていただきます。

**Q** 「すべては町民のため」が町長の基本理念であるならば、町の厳しい財政状況の下で、自分の身を削ってトップリーダーとしてのお手本を示した、給与の削減を考えるべきと思いますが。

**A** 自分なりに検討したい。

**Q** 町民参加のまちづくりと女性意見の登用のすべてと年齢層を対象とした資格取得支援事業とは。

**A** 就業形態では、パート就労などが多く見受けられることから、収入の増加や安定を目指す方々の資格取得を支援していきたい。

**Q** 自治体間競争に勝ち抜くための町長直属の(仮称)まちづくり開発局の創設を。

**A** 新しい組織については、各課の業務内容や課題を整理し、他の自治体も参考にしながら、必要に応じて検討したいと考えております。

**Q** 増え続ける児童虐待問題の、児童虐待の要因分析と未然防止策について。

**A** 虐待を行った者は、実父母による虐待が8割強とほとんどを占めています。虐待の生育歴では、「ひとり親家庭」「被虐待経験」「両

親不和」などが挙げられるほか、不安定な就労状況が経済的な困難と結びつき、虐待の要因の一つと考えられます。虐待防止は早い発見であり、住民等からの通報や相談受付、保育所、学校、医療関係の身近にある情報の活用が大切であり、通報受付時には迅速な調査及び的確な情報収集・判断が必要となります。虐待の疑いのあるケースについては児童の安全の確保を最優先とし、保健師の家庭訪問等による情報の把握に努めながら、個別支援会議等により対処しております。

**Q** 職員の研修とマニュアルによる周知徹底と取組の現状について

**A** 虐待件数が増加していることから、関係機関相互の連携を深めるとともに共通の知識や認識を持つて対応できるよう、関係機関職員を対象とした県主催によるアドバイザー養成研修等に参加しており、実務に当たっては児童相談所「子ども虐待対応マニュアル」を活用して個々のケースに取り組んでいます。

# 「ハート・プラスマーク」の設置について

## 看板を設置し、周知をする



川島 富士子 議員

**Q** 「ハート・プラスマーク」の設置について

**A** 「ハート・プラスマーク」は、身体内部を意味する「ハートマーク」に思いやりの心を「プラス」することを表し、身体内部に障

害のある方を、周囲の方に周知することを目的としています。内部障害・内部疾患のある方は、外見的には健常者と区別がつかないため、駐車場で障害者用のスペースに車を止めると様々な誤解を受けることがあります。ハート・プラスマークは、心臓や腎臓などの身体に障害をお持ちの方々のために作られたマークです。当町でも、役場玄関前の駐車スペースにこのマーク入りの看板を設置し、周知するとともに、あわせて内部障害者・内部疾患への支援と理解促進を目指して行きたいと思えます。

**Q** デマンド交通について

**A** 新たに関係の深い班長12名により、町内の移動困難者が、より便利に利用できる低廉な方法を4つの方針を示しながら検討することとし、その中でデマンド交通システムの導入について、あわせて検討してまいります。

**Q** 町民憲章の制定について

**A** 町民憲章は、旧光町では昭和49年に、旧横芝町では平成7年に制定されました。町民の生活や活動の規範であり、心の支えとなり続け得る半永久的な理想を掲げたものがあります。町民の皆さんの一体感の醸成を図る上では重要なものであると理解しておりますので、早い時期に横芝光町にふさわしい町民憲章を制定したいと考えております。

**Q** みんなの夢カプセルについて

**A** 町の将来に夢馳せる子供たちに取らまして貴重な経験を与えるご意見であり、合併記念の節目として実施できればと考えております。

※その他の質問

- ・中学生議会の開催について
- ・租税教育への取り組みについて
- ・職員の電話による対応について
- ・衆議院選挙区について
- ・事業仕分けの導入について
- ・わが町における「うつ病」の実態及び、DV被害、児童虐待被害、高齢者問題について

# 領ける行政

## 協働のまちづくり



伊藤 園樹 議員

**Q** 業務委託について各部所、人員数、総金額、委託先は、前臨時職時と委託との差異はないのか。何故三年契約なのか、毎年度の精査、見直しが基本と思うが

**A** 4月に契約会社一社と一括請負した各部所毎の合計は三部所、五四名で八千五百五十万円であります。これ以外の以前から委託していた業務は合計で六部所五六名、一億五千百参拾八万円です。委託先は十二社となっております。一括委託では臨時派遣職員同様、賃金も同額であり差異は生じていないと認識しております。三年契約については、指定管理者

制度とは異なり、業務委託契約については、一般的には単年度の契約になるが、特に問題がなければ継続契約の場合がある。一括契約により、リスク管理の軽減が図られ、職員が行う管理業務が軽減され、より一層行政サービスの提供に労力を集中できるものと考え、安定した雇用契約が図れることから、三年契約とさせていただきます。

**Q** シルバー人材センターと行政。

合併後横芝と光、基本的内容に相違はないか。町からシルバーへの仕事発注は補助金(助成金)町五百万円、県五百万円。その他として、シルバー人材センター等行政は高齢者からの内容相談体制はできているか。

**A** 定款など制定された各種規則等に基つき相違ないものと考えています。主た

る両事務所を拠点とし、現場への移動、利便性を考えて配慮している。町から発注した平成21年度実績は九十五件三千四百九十万円、二二年度四月から七月まで四ヶ月実績で五十五件八百三十五万円。シルバー人材センター登録会員からの相談は、これまで受けていない。あつた場合は意見を聞けるよう体制づくりに努め、助言等を行ってまいります。

